

2014 年版 マンガはじめて社労士

【法改正のお知らせ】

(3603)

平成 26 年 7 月 7 日

(株)住宅新報社

制作本部 出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【法改正】 第 46 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 26 年 4 月 11 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されることが公表されました。本書籍は、平成 25 年 9 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます。

ページ・位置	改正前	改正後
P115 「まとめ」 中段、「全労働日」に関する解説のフキダシに、右の文章を追加	労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就業日は、①不可抗力による休業日、②使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日、③正当な同盟罷業その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされなかった日に該当する場合を除き、出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれます。	
P283 上 3 段目 右のフキダシ 上 1 行目	平成 <u>26</u> 年 3 月	平成 29 年 3 月
P285 下 21 行目	2 か月以上となったこと等により離職した者	2 か月以上 または離職の日の属する月前 6 月のうちいずれか 3 か月以上 となったことにより離職した者
P285 下 15～18 行目を右のように修正	(5) 離職の日の属する月の前 6 月のうちいずれか連続した 3 か月以上の期間において労働基準法に基づき定める基準に規定する時間(各月 45 時間)を超える時間外労働が行われたため、 または、離職の日の属する月の前 6 月のうちいずれかの月において 1 月当たり 100 時間を超える時間外労働が行われたこと、離職の日の属する月の前 6 月のうちいずれか連続した 2 か月以上の期間の時間外労働時間を平均し 1 月当たり 80 時間を超える時間外労働が行われたこと、または事業者が危険もしくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険もしくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者	
P302 上 1 段目 左のコマ	※ <u>平成 22 年 4 月から</u>	※ 休業開始日から休業日数が通算して 180 日間は 67%
上 2 段目最後に 右の文章を追加	ただし、育児休業を開始した日から起算して、育児休業給付金の支給に係る日数が通算して 180 日に達するまでの間は「67%」。	

P303 「まとめ」の<支給額>の枠内最後に右の文章を追加	また、平成 26 年 4 月から、育児休業を開始した日から起算して育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して 180 日に達するまでの間に限り、「67%」に相当する額とする。	
P383 下 1 段目欄外を右のように修正	※ 平成 26 年 4 月 1 日以後に 70 歳に達する被保険者について 2 割に引き上げられた（被扶養者の自己分担額においても同じ）。	
P385 「まとめ」の「一部負担金」の表中、中段 下 1、2 行目を右のように修正	※ 平成 26 年 4 月 1 日以後に 70 歳に達する被保険者について 2 割に引き上げられた（従来は特例措置により 1 割だった）。	
下 2 行目	100 分の 20 (100 分の 10)、	100 分の 20、
P448 下 1 段目左のコマ	平成 <u>25</u> 年度の金額は	平成 26 年度のコマ
下 1 段目右のコマ	たしか <u>778,500</u> 円…だったかな	たしか 772,800 円…だったかな
欄外	※ 平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの額	削除
P449 下 1 段目計算式	<u>778,500</u> 円	772,800 円
下 1 行目を右のように修正	※ 物価スライド特例水準の額	
P450 上 2 段目計算式及びフキダシ (2 カ所)	<u>778,500</u> 円	772,800 円
P451 上 1 段目計算式を右のように修正	772,800 円×456 月／480 月＝ 734,160 円→ 734,200 円 (50 円以上 100 円未満は 100 円に切り上げ)	
P452 上 3 段目計算式 上 1 行目及び上 2 行目 (2 カ所)	<u>778,500</u> 円	772,800 円
上 2 行目	<u>651,993.75</u> 円	647,220 円→ 647,200 円

P453 「まとめ」の<計算式>の枠内(2カ所)、及び<計算例1>上2行目(2カ所)、及び<計算例2>下2行目、3行目(2カ所)(計6カ所)	778,500円	772,800円
<計算式>の枠内下1行目	(平成25年10月から平成26年3月までの額)	(物価スライド特例水準の額)
<計算例2>下2行目	651,933.75円	647,220円
下1行目	652,000円	647,200円
P456 上2段目右のコマ	778,500円	772,800円
	545,000円	541,000円
下1段目 右のコマ	548,800円	544,800円
	64,875円	64,400円
P467 上2段目右のコマ	778,500円	772,800円
	※ 平成25年10月から平成26年3月までの額(以下も同じ)。	※ 物価スライド特例水準の額
上3段目 左のコマ	973,100円	966,000円
	81,091円	80,500円
P471 「まとめ」 「障害基礎年金の額(平成25年度)」	973,100円(年額)	966,000円(年額)
	778,500円(年額)	772,800円(年額)
	平成25年10月から平成26年3月までの額(子の加算額についても同じ)。	削除
「子の加算額」の表中、上2行目、及び3行目(2カ所)	224,000円	222,400円
同表中上4行目	74,600円	74,100円
P477 「まとめ」 「遺族基礎年金の額(平成25年度)」上1行目	778,500円	772,800円

上 2 行目	※ 平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの額 (以下も同じ)	※ 物価スライド特例水準の額																	
表を右のように修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> <th>合計支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が 1 人いる配偶者</td> <td>772,800 円</td> <td>222,400 円</td> <td>995,200 円</td> </tr> <tr> <td>子が 2 人いる配偶者</td> <td>772,800 円</td> <td>444,800 円</td> <td>1,217,600 円</td> </tr> <tr> <td>子が 3 人いる配偶者</td> <td>772,800 円</td> <td>518,900 円</td> <td>1,291,700 円</td> </tr> </tbody> </table>				基本額	加算額	合計支給額	子が 1 人いる配偶者	772,800 円	222,400 円	995,200 円	子が 2 人いる配偶者	772,800 円	444,800 円	1,217,600 円	子が 3 人いる配偶者	772,800 円	518,900 円	1,291,700 円
		基本額	加算額	合計支給額															
	子が 1 人いる配偶者	772,800 円	222,400 円	995,200 円															
	子が 2 人いる配偶者	772,800 円	444,800 円	1,217,600 円															
子が 3 人いる配偶者	772,800 円	518,900 円	1,291,700 円																
P479 上 2 段目 左のコマ	15,040 円	15,250 円																	
P486 下 1 段目 右のコマの表を 右のように修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象月数※¹</th> <th>金額※²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月以上 12 か月未満</td> <td>45,750 円</td> </tr> <tr> <td>12 か月以上 18 か月未満</td> <td>91,500 円</td> </tr> <tr> <td>18 か月以上 24 か月未満</td> <td>137,250 円</td> </tr> <tr> <td>24 か月以上 30 か月未満</td> <td>183,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 か月以上 36 か月未満</td> <td>228,750 円</td> </tr> <tr> <td>36 か月以上</td> <td>274,500 円</td> </tr> </tbody> </table>		対象月数※ ¹	金額※ ²	6 か月以上 12 か月未満	45,750 円	12 か月以上 18 か月未満	91,500 円	18 か月以上 24 か月未満	137,250 円	24 か月以上 30 か月未満	183,000 円	30 か月以上 36 か月未満	228,750 円	36 か月以上	274,500 円			
	対象月数※ ¹	金額※ ²																	
	6 か月以上 12 か月未満	45,750 円																	
	12 か月以上 18 か月未満	91,500 円																	
	18 か月以上 24 か月未満	137,250 円																	
	24 か月以上 30 か月未満	183,000 円																	
	30 か月以上 36 か月未満	228,750 円																	
36 か月以上	274,500 円																		
欄外「※2」	基準月額が平成 25 年度に属する	基準月額が平成 26 年度に属する																	
P487 上 1 段目 左のコマ	180,480 円	183,000 円																	
P489 「まとめ」 ＜支給額＞を右 のように修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象月数※¹</th> <th>金額※²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月以上 12 か月未満</td> <td>45,750 円</td> </tr> <tr> <td>12 か月以上 18 か月未満</td> <td>91,500 円</td> </tr> <tr> <td>18 か月以上 24 か月未満</td> <td>137,250 円</td> </tr> <tr> <td>24 か月以上 30 か月未満</td> <td>183,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 か月以上 36 か月未満</td> <td>228,750 円</td> </tr> <tr> <td>36 か月以上</td> <td>274,500 円</td> </tr> </tbody> </table>		対象月数※ ¹	金額※ ²	6 か月以上 12 か月未満	45,750 円	12 か月以上 18 か月未満	91,500 円	18 か月以上 24 か月未満	137,250 円	24 か月以上 30 か月未満	183,000 円	30 か月以上 36 か月未満	228,750 円	36 か月以上	274,500 円			
	対象月数※ ¹	金額※ ²																	
	6 か月以上 12 か月未満	45,750 円																	
	12 か月以上 18 か月未満	91,500 円																	
	18 か月以上 24 か月未満	137,250 円																	
	24 か月以上 30 か月未満	183,000 円																	
	30 か月以上 36 か月未満	228,750 円																	
36 か月以上	274,500 円																		
下 1 行目	※2 基準月が平成 25 年度	※2 基準月が平成 26 年度																	
P495 「まとめ」 「国民年金の費用負担」(参考)	15,040 円 (平成 25 年度)	15,250 円 (平成 26 年度)																	
P500 上 1 段目 左のフキダシ 下 1~4 行目	目的とし <u>あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定める</u>	する																	

P501 欄外	(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。	(平成26年4月1日から施行)。																		
P539 「まとめ」 ＜加給年金額＞ 上の表を右のよ うに修正	<table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td></td> <td>222,400円</td> </tr> <tr> <td>1人目・2人目の子</td> <td>1人につき</td> <td>222,400円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降の子</td> <td>1人につき</td> <td>74,100円</td> </tr> </table>	配偶者		222,400円	1人目・2人目の子	1人につき	222,400円	3人目以降の子	1人につき	74,100円										
配偶者		222,400円																		
1人目・2人目の子	1人につき	222,400円																		
3人目以降の子	1人につき	74,100円																		
上の表の下2行 目	33,000円～165,200円	32,800円～164,000円																		
下の表を右のよ うに修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給権者の生年月日</th> <th>特別加算額</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和9年4月2日～昭和15年4月1日</td> <td>32,800円</td> <td>255,200円</td> </tr> <tr> <td>昭和15年4月2日～昭和16年4月1日</td> <td>65,600円</td> <td>288,000円</td> </tr> <tr> <td>昭和16年4月2日～昭和17年4月1日</td> <td>98,500円</td> <td>320,900円</td> </tr> <tr> <td>昭和17年4月2日～昭和18年4月1日</td> <td>131,300円</td> <td>353,700円</td> </tr> <tr> <td>昭和18年4月2日以後</td> <td>164,000円</td> <td>386,400円</td> </tr> </tbody> </table>	受給権者の生年月日	特別加算額	合計額	昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	32,800円	255,200円	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	65,600円	288,000円	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	98,500円	320,900円	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	131,300円	353,700円	昭和18年4月2日以後	164,000円	386,400円	
受給権者の生年月日	特別加算額	合計額																		
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	32,800円	255,200円																		
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	65,600円	288,000円																		
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	98,500円	320,900円																		
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	131,300円	353,700円																		
昭和18年4月2日以後	164,000円	386,400円																		
P544 上1段目 左のコマ 表上 1行目	224,000円	222,400円																		
上2行目	各224,000円	各222,400円																		
上3行目	各74,600円	各74,100円																		
上4行目	(平成25年10月～26年3月)	(物価スライド特例水準の額)																		
上1段目 右の コマ	33,000円～165,200円	32,800円～164,000円																		
中段 左のコマ	38万9,200円	38万6,400円																		
P545 「まとめ」 「年金額」表 下段 上1行目	224,000円	222,400円																		
同表下段 上 2行目	各224,000円	各222,400円																		
同表下段 上 3行目	各74,600円	各74,100円																		
P549 中段 左 のコマ	973,100円	966,000円																		
中段 右のコマ	778,500円	772,800円																		

P550 下 2 段目 左のコマ フキ ダシ	年額 <u>22,400</u> 円よ (平成 <u>25</u> 年 <u>10</u> 月～)	年額 22,240 円よ (平成 26 年 4 月～)
P551 「まとめ」 「年金額」 <障 害等級 1 級>	973,100 円	966,000 円
<障害等級 2 級 >	<u>778,500</u> 円	772,800 円
P554 下 1 段目 右のコマ フキ ダシ	子のある配偶者 [※]	子のある配偶者
欄外	<u>※ 平成 26 年 3 月までは「子のある妻」 が対象となる (以下同じ)。</u>	削除
P555 上 1 段目 左のコマ	<u>子のある配偶者[※]</u>	<u>子のある配偶者</u>
下段	①子のない配偶者 [※]	①子のない配偶者
P557 「まとめ」 「遺族の範囲」 上 2 行目	①子のある配偶者 [※]	①子のある配偶者
上 5 行目	<u>(ただし、支給は 60 歳から)</u>	削除
下 1 行目	<u>※ 平成 26 年 3 月までは「子のある妻」 に対し遺族基礎年金が支給される。</u>	削除
P559 上段 左 のコマ	<子のある配偶者 ^{※1} が受給する場合> <u>遺族基礎年金 (778,500 円) ^{※2}</u> <u>子の加算額^{※3}</u>	<子のある配偶者が受給する場合> <u>遺族基礎年金 (772,800 円) ^{※1}</u> <u>子の加算額^{※2}</u>
上段 右のコマ	<u>遺族基礎年金 (778,500 円) ^{※2}</u> <u>子の加算額^{※3}</u>	<u>遺族基礎年金 (772,800 円) ^{※1}</u> <u>子の加算額^{※2}</u>
欄外	<u>※1 平成 26 年 3 月までは「子のある妻」</u> <u>※2 平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月ま での額</u> <u>※3 2 人目からの子の加算額</u>	削除 ※1 平成 26 年度 の額 ※2 2 人目からの子の加算額
P560 上段 左 のコマ	<u>※ 583,900</u> 円 <u>※ 平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月ま での額</u>	<u>※ 579,700</u> 円 ※ 平成 26 年度 の額
P563 「まとめ」 「年金額」 上 1 行目	<子のある配偶者 ^{※1} が受給する場合>	<子のある配偶者が受給する場合>

＜子のある配偶者が受給する場合＞	(778,500 円 ^{※2})	(772,800 円 ^{※1})
	(224,000 円 ^{※3})	(224,000 円 ^{※2})
＜子が受給する場合＞	(778,500 円 ^{※2})	(772,800 円 ^{※1})
＜子のない中高齢の妻が受給する場合＞	(583,900 円 ^{※4})	(579,700 円 ^{※3})
＜中高齢の加算＞ 下 1 行目	年額 583,900 円 ^{※4}	年額 579,700 円 ^{※3}
「年金額」の最後	※1 平成 26 年 3 月までは「子のある妻」となる。	削除
	※2,3,4 平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの額	※1,2,3 平成 26 年度の額

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
用語解説 P. VII 「12 産前産後休暇」 4 コマ目	ただしご安心を！ ボクによって出産手当金として給料の <u>60%</u> が保障されてるよ～ん	ただしご安心を！ ボクによって出産手当金として給料の 3分の2 が保障されてるよ～ん
用語解説 P. XXIII 「45 若年者納付猶予制度」3 コマ目	本人の所得の状態のみで全額免除される	本人 及び配偶者 の所得の状態で全額猶予される
P. 495 下 3 行目	本人の所得が一定額以下	本人 及び配偶者 の所得が一定以下